

発電事業者について

平成29年6月

資源エネルギー庁

発電事業者に該当する者

- 電気事業法第2弾改正による電力自由化に伴い、発電事業を行う者は、一律に「発電事業者」に該当することとなる（また、現に発電を行っている者に限られず、発電事業を営もうとする者も該当する）。

○事業区分

現行

電気事業者

- ・一般電気事業者
- ・卸電気事業者
- ・特定電気事業者
- ・特定規模電気事業者

電気事業者以外の者

- ・卸供給事業者
- ・特定自家発電設置者
- ・再生可能エネルギー設備認定事業者等

改正後

発電事業者

○発電事業とは一

（電気事業法第2条第1項第14号）

「自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業、又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であって、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。」

詳細は次ページ

○発電事業者とは一

（電気事業法第2条第1項第15号）

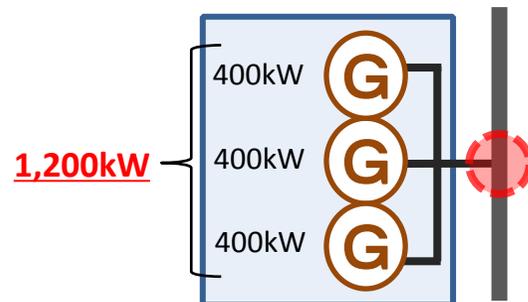
「発電事業を営むことについて第二十七条の二十七第一項の規定による届出をした者をいう。」

発電事業の要件

- 「発電事業」は、以下のいずれの条件にも該当する発電用の電気工作物について、**小売電気事業等の用に供する電力の合計が1万kWを超えるもの**であること。

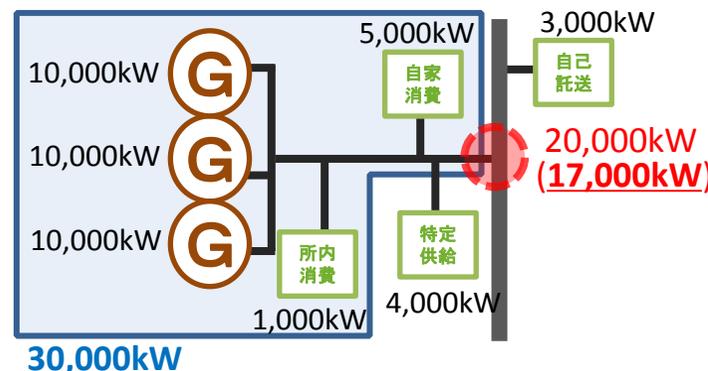
①出力計1000kW以上

系統連系点単位でつながっている発電設備の設備容量の合計値が1000kW以上であること。



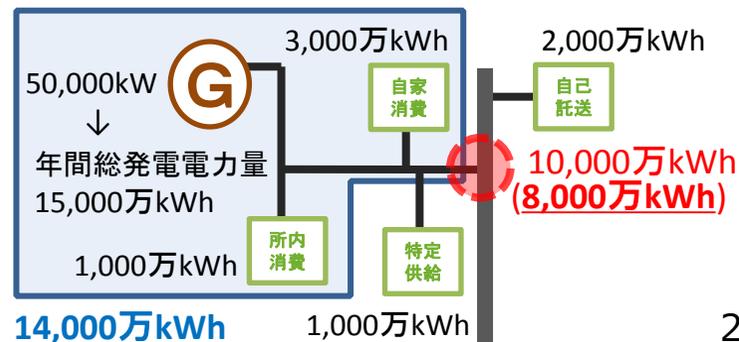
②託送契約上の同時最大受電電力が5割超

①を満たすものについて、発電設備の発電容量(kW)に占める託送契約上の同時最大受電電力(自己託送を除く)の割合が5割を超えること(出力10万kWを超える場合は1割を超えること)。



③年間の逆潮流量(電力量)が5割超

①を満たすものについて、当該発電設備の年間の発電電力量(kWh)(所内消費除く)に占める系統への逆潮流量(自己託送を除く)の割合が5割を超えることが見込まれること(出力10万kWを超える設備の場合は、逆潮流量が1割を超えること)。



発電事業者に係る手続き等

- 発電事業者のライセンスを取得するため、必要となる届出の手続きは以下のとおり。

○届出の内容

発電事業を営もうとする者は、次の書類を届出なければならない。

1. 発電事業届出書（次ページ参照）

<記載事項>

- (1) 氏名又は名称、住所、主たる営業所、発電事業用の電気工作物に関する情報、事業開始年月日
- (2) 電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先
- (3) 特定発電用電気工作物ごとの接続最大電力及び出力
- (4) 特定自家用電気工作物に関する情報
- (5) 供給の相手先（一般送配電事業者）とその内容
※一般送配電事業者との間で、一般送配電事業用の電気供給（調整用電源等としての電気供給）を行うことを約している場合に限る。

2. 添付資料

- (1) 発電事業の用に供する電気工作物の概要を記載した書面
- (2) 1. (5)に係る契約の契約書の写し
- (3) 電力広域的運営推進機関加入申込書

- ・届出先は、電気工作物の設置場所の態様によって、各経済産業局又は資源エネルギー庁が異なる。
- ・届出事項に変更があったときは、遅滞なく、変更届出を提出する。
- ・届出を行わずに発電事業を行った者や虚偽記載を行った者に対しては、100万円以下の罰金が科される場合がある。

○必要な手続き

	発電事業の実施	電事法上の位置付け	広域的運営推進機関	現行の事業者類型	必要な手続き
1	現に発電事業を営んでいる者	みなし発電事業者 (4/1~)	会員	・一般電気事業者 ・卸電気事業者 ・特定電気事業者	なし
2		仮発電事業者 (4/1~届出日又は6/30)	会員	・特定規模電気事業者(自営PPS)	発電事業届出 (6/30迄)
3			非会員	(非電気事業者) ・卸供給事業者 ・特定自家用電気工作物設置者 ・FIT設備認定事業者等	広域的運営推進機関加入申請 (4/1~) ↓ 発電事業届出 (6/30迄) ※届出時に自動的に広域機関会員になる。
4	現在は発電事業を営んでいないが、発電事業を営もうとしている者	-	会員	・特定規模電気事業者	発電事業届出
5			非会員	非電気事業者全般	広域的運営推進機関加入申請 ↓ 発電事業届出 ※届出時に自動的に広域機関会員になる。

発電事業者の義務

- 一般送配電事業の用に供するための電気（需給の不一致の際の調整や離島での電気供給のための電気）を供給するための発電義務（電気事業法（以下、「法」という。）第27条の28）
- 発電事業の地位を承継した場合の届出（法第27条の29において準用する法第2条の7第2項）
- 貸借対照表等会計書類の提出義務（法第27条の29において準用する第27条の2第2項）
- 事業の休止及び廃止並びに法人の解散についての届出（法第27条の29において準用する法第27条の25第1項及び第2項）
- 電力広域的運営推進機関への加入義務（法第28条の11第1項）
- 供給計画の届出（法第29条第1項）
- 供給命令に服する義務（法第31条第1項第1号、第4号及び第5号）
- 発電月報、電気保安年報、自家用発電所運転半期報及び設備資金報の報告義務（電気関係報告規則第2条）

貸借対照表等会計書類の提出

- 発電事業者は、電気事業会計規則で定めるところにより、その事業年度並びに勘定科目の分類及び貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表の様式を定め、その会計を整理しなければならない。
- 発電事業者は、電気事業会計規則で定めるところにより、毎事業年度終了後、財務計算に関する諸表を経済産業大臣に提出しなければならない。

①提出時期

当該事業者の事業年度経過後三月以内に提出。

②提出方法・提出先

発電事業届を提出した経済産業省の窓口へ、持参又は郵送により提出。

③その他

発電事業者は、原則、電気事業会計規則の適用を受ける。

出力が2百万kw以下の事業者については、省令で定めるところにより、電気事業会計規則のほか、会社計算規則、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則によっても、会計整理、会計書類の作成を行うことができる。

また、法人の設立、解散等により事業年度が1年間とならない場合、又は、他法の適用等により電気事業会計規則等による会計書類の作成が困難である場合は、経済産業大臣の承認を受け、電気事業会計規則によらない事業年度、会計書類の作成を行うことができる。

供給計画の届出

- 電気事業者間の協調を図るため、当該年度から10年間の電力の需給バランス、電気設備の開発状況について届け出るもの。
- 広域的運営推進機関においてこれを取りまとめ、全国大の電力需給バランスを評価。

①供給計画とは一

広域的運営による電気事業の総合的かつ合理的な発展の確保、及び長期的な需給見通しに着目しながら計画的かつ効率的に供給力の確保を図るため、毎年度今後10年間の需要見通し及び電気の供給等の計画を電気事業者が作成し、届け出るもの。

②供給計画の届出

法第29条第1項に基づく届出。発電事業を営もうとする者は、発電事業届出書の届出後、遅滞なく。

届出先：広域的運営推進機関（同機関を経由して経済産業大臣に届出が行われる）

③作成方法

各様式の記載要領、供給力の計算に係るガイドライン、届出先等の運用要領は、広域的運営推進機関のHPを確認のこと。

※なお、年度途中で、供給計画の内容に変更があった場合には、法第29条第3項の規定に基づき、「供給計画の変更届出」を提出する必要がある。